

対シンガポール輸出食肉製品取扱要綱

(作成日) 令和元年5月31日

1 目的

この要綱は、対シンガポール輸出食肉の取扱要綱（令和元年5月31日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「対シンガポール輸出食肉の取扱いについて」別紙）に規定する対シンガポール輸出牛肉及び対シンガポール輸出豚肉由来の食肉製品を取り扱おうとする製造施設の認定手続、シンガポールが求める衛生証明書及び輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第45条第3項に基づく輸出検疫証明書をいう。以下同じ。）の発行手続等を定めるものである。

2 定義

以下を定義する。なお、対シンガポール輸出食肉の取扱要綱の2に掲げられた用語（(14)及び(15)を除く。）については、同要綱の定義を用いる。

- (1) 「食肉製品」とは、原料に含まれる肉が牛肉又は豚肉のみであり、それが5%以上含まれている製品をいう。
- (2) 「牛肉製品」とは、原料に含まれる食肉が牛肉のみであり、かつ、それが5%以上含まれている製品をいう。
- (3) 「豚肉製品」とは、原料に含まれる食肉が豚肉のみであり、かつ、それが5%以上含まれている製品をいう。
- (4) 「対シンガポール輸出食肉製品」とは、シンガポール向けに輸出される食肉製品をいう。
- (5) 「対シンガポール輸出牛肉製品」とは、シンガポール向けに輸出される牛肉製品をいう。
- (6) 「対シンガポール輸出豚肉製品」とは、シンガポール向けに輸出される豚肉製品をいう。
- (7) 「都道府県等」とは、都道府県、特別区及び保健所設置市をいう。
- (8) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、特別区長及び保健所設置市をいう。

3 輸出要件

(1) 国

① 対シンガポール輸出牛肉製品

ア 以下のいずれかを満たすこと。

(ア) 我が国が、国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）によって、と畜日及び輸出日前から6か月間、口蹄疫に関してワクチン非接種清浄国として認められていること。

(イ) 口蹄疫発生時には、当該製品に対し、OIE基準に基づく口蹄疫ウイルスを不活化する加熱処理が十分になされていること。

(ウ) 我が国が、OIE によって、BSE の無視できるリスク国として認定されていること。

② 対シンガポール輸出豚肉製品

ア 以下のいずれかを満たすこと。

(ア) 我が国が、と畜日及び輸出日前から 6 か月間、アフリカ豚コレラ及び豚水胞病清浄国であること。また、我が国が、OIE によって、と畜日及び輸出前 6 か月間、口蹄疫に関してワクチン非接種清浄国として認められていること。

(イ) 口蹄疫又はアフリカ豚コレラ発生時には、当該製品に対し、OIE 基準に基づく口蹄疫ウイルス及びアフリカ豚コレラウイルスを不活化する加熱処理が十分なされていること。

(ウ) 我が国が、と畜日及び輸出日前から 6 か月間、豚コレラ清浄国であること、又は対シンガポール輸出豚肉製品の原料となる豚肉が、豚コレラ発生時に、その影響を受けていない都道府県に由来する豚より得られたものであること。

(2) 農場

対シンガポール輸出食肉製品の由来となる動物を飼養する農場は、以下の要件を満たすこと。

① 食肉製品の原料となる食肉の由来となる動物が、日本で生まれ、かつ、飼養されていること。

② 食肉製品の原料となる豚肉の由来となる動物に対し、残飯が給餌されていないこと。

(3) 食肉製品製造施設

対シンガポール輸出食肉製品を取り扱う施設は、以下の要件を満たすこと。

① 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食肉製品製造業の営業許可を有し、食品衛生法等の関係法規を遵守していること。

② 別添 1「施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準」に適合するものであること。

③ HACCP に基づく衛生管理を実施していること。

4 認定等の手続

(1) 食肉製品製造施設の事業者の申請手続

対シンガポール輸出食肉製品を取り扱う施設としての認定を受けようとする食肉製品製造施設の事業者は、別紙様式 1 により施設を管轄する保健所長及び都道府県知事等を経由して厚生労働省に關係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該施設のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課（以下「地方厚生局」という。）あて提出する。

(2) 都道府県等の提出手続

対シンガポール輸出食肉製品を取り扱う施設としての認定を受けようとする食肉製品製造施設の事業者から申請書を受け付けた都道府県知事等は、別紙様式

2に当該食肉製品製造施設の監視体制に関する資料を添えて厚生労働省本省に提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あて提出する。

(3) 審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省の担当官を当該施設に派遣し、現地調査を実施する。

(4) 食肉製品製造施設の認定

厚生労働省は、書類審査及び現地調査において、食肉製品製造施設の施設、設備等が本要綱に規定する要件等を満たしていると確認した場合は、シンガポール食品庁（以下「SFA」という。）に通知する。厚生労働省は、SFAの手続を経て、SFAのホームページに食肉製品製造施設の名称等が掲載された後、当該食肉製品製造施設をシンガポールに食肉製品を輸出可能な食肉製品製造施設と認定し（以下「認定食肉製品製造施設」という。）、都道府県知事等を通じ営業者にその旨通知する。

5 認定後の事務

(1) 対シンガポール輸出食肉製品の食肉衛生証明書の発行手続について

- ① シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめシンガポールへ輸出する食肉製品の原料として使用する食肉（以下「原料食肉」という。）を製造する者に対し、当該原料食肉に係る証明書（牛肉にあつては別記様式3-1、豚肉にあつては別記様式3-2。以下「原料食肉証明書」という。）の原本の提出を依頼する。
- ② 依頼を受けた者は、牛肉にあつては別記様式4-1、豚肉にあつては別記様式4-2により、当該食肉を製造する認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所等に対して、原料食肉証明書の発行を依頼する。
- ③ 食肉衛生検査所等は、検査に合格した食肉に対して、当該食肉の出荷時に牛肉にあつては別記様式3-1、豚肉にあつては別記様式3-2により、原料食肉証明書を発行する。当該証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管する。
- ④ 申請者は、交付された原料食肉証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。
- ⑤ シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、原料食肉証明書及び輸出しようとする製品に使用された原料食肉と原料食肉証明書に対応する食肉が相違ないことを示す資料を添付し、別紙様式5による衛生証明書発行申請書を、認定食肉製品製造施設を管轄する保健所あて提出する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあつては、別添2によるものとする。
- ⑥ 保健所は、輸出の都度食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、牛肉製品にあつては別記様式6-1、豚肉製品にあつては別記様式6-2による衛生証明書（以下「衛生証明書」という。）を申請者に発行する。ただし、

直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない営業者については、食品衛生監視員による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。

- ⑦ 衛生証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを証明書発行保健所に保管する。
- ⑧ 申請者は、交付された衛生証明書に対応する食肉製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

(2) 輸出検疫証明書の発行

① 動物検疫所への輸出検査の申請

シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、動物検疫所に対し、牛肉製品にあつては別紙様式7-1、豚肉製品にあつては別記様式7-2の条件を理解した上で、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第52条に定める輸出検査申請書に衛生証明書の複写を添えて、輸出検査を申請する。

② 輸出検疫証明書の交付

ア 動物検疫所は、家畜伝染病予防法第45条に基づく輸出検査の結果、シンガポール向けに輸出が可能なものであることが確認できた食肉製品に対して、輸出検疫証明書（別紙様式7-1又は別記様式7-2）を交付する。

イ 輸出検疫証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを動物検疫所に保管する。

ウ 申請者は、対シンガポール輸出食肉製品の輸出に当たり衛生証明書の原本及び輸出検疫証明書の原本を当該対シンガポール輸出食肉製品に付して輸出するものとする。

エ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応する対シンガポール輸出食肉製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該輸出検疫証明書を交付機関に返納するものとする。

(3) 食品衛生監視員による施設の監視等

都道府県知事等は、対シンガポール認定食肉製品製造施設について、食品衛生監視員を施設の状況に応じて定期的に派遣し、以下の事項に留意の上、監視及び検査等を実施すること。なお、食品衛生監視員の監視及び検査等が拒否された場合、厚生労働省は速やかに認定を取り消すものとする。

ア 監視項目

食品衛生監視員は、認定食肉製品製造施設において、前記3(3)に掲げる事項が適正に実施されていることの確認を、6か月に1回以上、行うこと。

イ 監視結果等の報告

都道府県等は、食品衛生監視員の監視結果について、6か月に1回、当該認定食肉製品製造施設がある地域を管轄する地方厚生局に別紙様式8及び9により指摘事項・改善状況の一覧をもって報告すること。

また、前回報告時以降に衛生証明書を発行した場合には、衛生証明書の発行件数等について、別紙様式10により上記報告と併せて報告すること。

ただし、監視結果において、重大な問題が確認された場合は、速やかに厚生労働省及び管轄する地方厚生局にその旨報告すること。

(4) 厚生労働省の現地査察等

厚生労働省は、地方厚生局の担当官を年1回以上認定食肉製品製造施設に派遣し、査察等を実施する。

ア 査察内容

担当官は、認定食肉製品製造施設において、3(3)及び5(1)の要件が遵守されていることの確認を行う。また、その査察結果を厚生労働省あてに報告する。

イ 査察結果等の報告

地方厚生局は、(3)のイに基づき報告された食品衛生監視員の監視結果等及び担当官の査察結果について、1年に1回、厚生労働省に報告すること。

ウ 措置

厚生労働省は、地方厚生局長等の報告を受け、当該施設において、前記3(3)及び5(1)に掲げる事項が適正に実施されていないと判断した場合は、必要に応じて以下の措置を採るとともに、都道府県知事等に対し、その旨を文書により通知する。

- (ア) 改善指導
- (イ) 認定の取消し
- (ウ) 衛生証明書発行の停止
- (エ) その他必要な措置

(5) 輸出製品の変更の申請、変更の届出または廃止の届出

ア 設置者は、既に申請した製品と異なる製品をシンガポールへ輸出しようとする場合、あらかじめ、施設を管轄する保健所長及び都道府県知事等を経由して厚生労働省に以下の関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該施設のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課（以下「地方厚生局」という。）あて提出する。

- (ア) 輸出予定の製品の製造工程（CCP、加熱条件、中心部の温度及び当該温度が維持される時間を含む）
- (イ) 原材料の食肉の畜種及びその仕入先
- (ウ) 最終製品のカラー写真
- (エ) 製品説明書（賞味期限、保存状態、最終製品の調理方法等を含む）

イ 設置者は上記ア以外の4の(1)に規定する申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、都道府県等は遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

ウ ア及びイの申請を受けた都道府県知事等は、厚生労働省宛てに報告する。

エ 都道府県等は4の(2)に規定する検査体制等を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を厚生労働省あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

オ 設置者等は、その施設又は製造等する食肉製品が2に掲げる要件に適合しなくなった場合、又は、全ての食肉製品のシンガポールへの輸出を行わないとし

た場合には、速やかに都道府県等宛てに登録取り下げの申請を行う。